

表中の用語の見方

「基準値案」：今回提案する暫定基準第1次案とする数値。ただし、「参考基準国」欄に「現行」と記載したものは、現行の基準を参考までに示したものであり、暫定基準案ではない。

「参考基準国」：「基準値案」に採用した参考基準の種別。「現行」は食品衛生法で現在定めている基準、「登録」は登録保留基準、「薬事」は薬事法に基づく検出若しくは定量限界値、「Codex」はコーデックス基準、「海外」は諸外国基準を採用したこと。

「残留基準」：食品衛生法で現在定めている基準

「登録保留基準」：農薬取締法で定めている登録保留基準

「薬事法」：動物用医薬品等承認時の検出若しくは定量限界値

「Codex」：コーデックス基準

「米国」：米国における残留基準

「豪州」：豪州における残留基準

「加国」：カナダにおける残留基準

「EU」：欧州連合における残留基準

「NZ」：ニュージーランドにおける残留基準

「類型」：図1に示す暫定基準設定の類型

「N.D.」：不検出

「」：検出限界値として設定された基準値